

令和3年度 文化講演会への助成事業募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部

文化講演会への助成事業は、新潟県内にある教育関係団体で、新潟県内で開催する文化講演会を主催し、地域の文化発展・向上に貢献している事業に助成する教育振興事業の教育文化事業です。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 新潟支部
(以下「新潟支部」という)

2 募集対象

新潟県内で開催される「文化講演会」を対象とします。

3 対象となる事業

地域で開催する文化講演会

※ 新潟県内、上越・中越・下越の3地区から1地区
(詳しくは、新潟支部にお問い合わせください。)

4 応募条件

選考基準に基づいた活動や事業を年度内に行う予定のある団体とします。

5 助成金額

1 団体当たり50万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 人件費(外部講師の謝礼は可)
- (2) 団体の一般管理費(例:懇親会等の飲食費)
- (3) 旅費交通費(外部講師の交通費は可)
- (4) その他事業に関係ない講習会費、物品購入費等

※ 助成後、対象外費用に使用した場合や、提出書類(申請書や助成後に提出する報告書等)に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

6 募集期間 令和3年5月7日(金)～令和3年6月25日(金)

7 スケジュール

令和3年7月中旬 選考を行います。

令和3年7月末日 選考されなかった団体に結果を文書で通知します。

8 応募方法

- (1) 申請書(新潟支部ホームページからダウンロード)を、新潟支部に提出してください。
- (2) 締切は、令和3年6月25日(金)です。

9 選考

(1) 選考方法

- ① 新潟支部教育振興事業選考委員会の選考後、幹事会の決議を経て、助成対象団体を決定します。
- ② 否の団体について7月末までに文書で各申請者に連絡します。

(2) 選考基準

- ① 教職員、地域住民を対象とした文化講演会
- ② 地域の文化発展、向上に寄与する内容の文化講演会

10 報告書の義務等

対象団体は申請書の内容に従って助成金を使用します。使用する際には、必ず領収書を取り、「報告書」(新潟支部ホームページからダウンロード)と一緒に提出(コピー可、A4用紙にのり付け)してください。提出先は新潟支部事務局「文化講演会助成事業係」です。

報告書の提出締切は、令和4年2月18日(金)です。

なお、提出された報告書・資料等は、新潟支部が公表できるものとします。

11 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書・報告書等に記入された個人情報は、選考・選考結果の通知、及び事業報告のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の名前及び活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

12 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 万一、故意の虚偽記載等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受けつけません。
- (3) 選考結果に関する問い合わせには回答しません。

13 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会新潟支部

〒950-0087

(新潟支部住所) 新潟市中央区東大通 2-5-8 東大通野村ビル 8階

(担当者名) 専任幹事 本間 則昭

T E L : 025-244-0025 F A X : 025-244-8991

E - M A I L : niigata@nikkyoko.or.jp

U R L : <http://www.niigatakyoko.jp/>